

長生郡市広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

長生郡市広域市町村圏組合管理者

長生郡市広域市町村圏組合消防長

長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者

長生郡市広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、長生郡市広域市町村圏組合管理者、長生郡市広域市町村圏組合消防長、長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、長生郡市広域市町村圏組合特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍に関する推進法律の基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、事務局、消防機関、水道部、長生病院において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

・超過勤務の縮減

恒常的な長時間勤務は、仕事と家庭生活の両立を損ねるだけでなく、職員の健全な家庭生活や社会生活に大きな影響を及ぼすため、職員一人ひとりが意欲的な仕事に取り組みながら、健康で豊かな生活のため

の時間を確保し、健康管理と公務能率の維持向上を図る。各職員の高時間勤務について、1月あたりの実勤務時間を180時間以内にする。

次に、事務局、消防機関、水道部、長生病院において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものを掲げる。

(1) 事務局

- ・平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績(0%)より引き上げ5%以上にする。

(2) 消防機関

- ・平成32年度までに女性職員の占める割合を5%以上にする。

(3) 水道部

- ・平成27年度まで女性職員のみを対象とする研修や外部研修(自治研修センター等)への受講率0%を、平成32年度までに女性職員の研修受講率20%を目標とする。

(4) 長生病院

- ・平成32年度までに、女性の配置、育成、登用をより推進し、管理職並びに係長(主任)に占める女性割合を10%以上向上させる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

超過勤務の取組として、ノー残業デーには、管理職は職員に定時退庁を促し、自らが率先して退庁するよう心がけるとともに、ノー残業デーに時間外勤務命令や時間外の会議・打合せ等の設定を原則的に行わないようにする。

次に、事務局、消防機関、水道部、長生病院において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものを掲げる。

(1) 事務局

- ・女性職員が自身のキャリア形成に対する意識を高めるための研修へ参加する。
- ・平成28年度から女性職員を業務遂行上、主要なポストに積極的に登用する。

(2) 消防機関

- ・女性が働ける施設を計画的に設置する。

(3) 水道部

- ・女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治研修センター等）への参加を行い、キャリア形成を支援する。
- ・平成28年度から女性職員を業務遂行上、主要なポストに積極的に登用する。

(4) 長生病院

- ・平成28年度から女性職員を業務遂行上、主要なポストに積極的に登用する。